

厚木市緑を豊かにする事業推進要綱の一部を改正する要綱

厚木市緑を豊かにする事業推進要綱（昭和52年厚木市告示第8号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第18条」を削り、「第19条～第20条」を「第18条～第21条」に改める。

第4条中「（第1号様式）」を削る。

第5条第2項中「（第2号様式）」を削る。

第6条中「（第3号様式）」を削る。

第8条中「（第4号様式または第5号様式）」を削る。

第9条中「（第6号様式）」を削る。

第10条第1項各号列記以外の部分中「（第7号様式）」を削る。

第11条第1項各号列記以外の部分中「（第8号様式）」を削り、同条第2項中「（第9号様式）」を削り、同条第3項中「（第10号様式）」を削る。

第12条中「（第11号様式）」を削る。

第18条を削り、第5章中第19条を第18条とする。

第20条第1項中「（第12号様式）」を削り、同条第2項中「（第13号様式）」を削り、同条を第19条とする。

第21条を第20条とする。

別表第1保存生垣の項第2号中「長さが」の次に「連続して」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 生垣が密に繁茂し、背後が遮蔽されている状態であること。ただし、交通の妨げとなる場合は、この限りでない。

別表第3の2の項中「及び」を「又は」に改め、同表中3の項を削り、4の項を3の項とし、5の項を削り、6の項を4の項とし、7の項から10の項までを削る。

別表第4中「（第19条関係）」を「（第18条関係）」に改める。
様式を削る。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。